イ　当該利用者から現に有している電子証明書又は公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名が行われた情報が送信される場合であって、当該利用者となるための申込みの際に当該利用者署名検証符号を認証事業者に電気通信回線を通じて送信するとき　当該電子署名により当該利用者の真偽の確認を行うこと。

ロ　イに該当しない場合　あらかじめ、利用者識別符号（認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。

［四～十四　略］

十五　次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

［イ～ヘ　略］

ト　危機管理（認定認証業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損等の影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずることを含む。）に関する事項

［十六・十七　略］

（調査の方法）

第七条　法第六条第二項の調査は、職員二人以上が申請者の営業所、事務所その他の事業場（以下「申請事業場」という。）において目視により行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、調査の一部について、申請事業場以外の場所から、情報通信技術を利用する方法により、当該申請事業場における目視と同等の効果が得られると主務大臣が認める場合には、当該調査の一部について、情報通信技術を利用する方法により調査を行うことができる。

（帳簿書類）

第十二条　法第十一条の主務省令で定める業務に関する帳簿書類は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　認証事業者の組織管理に関する帳簿書類で次に掲げるもの

［イ～ホ　略］

ヘ　第六条第十五号トの事項及びその変更に関する記録（同号トに規定する必要な措置に係るものに限る。）

［四　略］

2　前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間の満了日（利用の申込みに対する承諾をしない旨の決定をした場合においては、当該決定の日）から十年間保存しなければならない。

［3～5　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第十五号トの改正規定及び第十二条第一項第三号にヘを加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にされた電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新の申請であって、一部施行日において認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

3　一部施行日において現に電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定又は同法第七条第一項の認定の更新を受けている認証業務については、一部施行日から令和八年六月三十日までの間（当該期間内に、同項の認定の更新の申請をし、かつ、当該認定の更新を受けた場合には、当該認定の更新の日までの間）は、なお従前の例による。

［新設］

［新設］

［四～十四　同上］

十五　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　危機管理に関する事項

［十六・十七　同上］

（調査の方法）

第七条　法第六条第二項の調査は、職員二人以上によって行うものとする。

［新設］

（帳簿書類）

第十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

［四　同上］

2　前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間の満了日から十年間保存しなければならない。

［3～5　同上］